

第 6 章 計画の推進のために

1 計画を円滑に推進するための取り組み

(1) 計画の推進

- 障害者計画・障害福祉計画の推進のため、P D C Aサイクルのプロセスに基づいて、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。
- 第五期障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）を策定する際に、必要に応じて障害者計画の見直しを行います。
- 障害のある方や障害者団体、サービス事業者等と連携し、障害者施策の推進に努めます。

(2) 推進方策

① 計画の進捗管理

- 障害者団体等と適宜協議や情報交換等を行います。
- 計画の進捗状況等について、幅広く障害当事者や関係者の声を聞くため、「障害者地域自立支援協議会」において協議を行います。

② 計画の周知と理解

- 点検・評価の内容および計画に変更等ある場合は、区ホームページ等を活用し、公表します。

